

災害時協力車登録制度活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する災害時協力車登録制度活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び災害時協力車登録制度活動支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、対象経費、その補助率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象経費	補助額	交付の相手方
災害時協力車登録制度活動支援事業補助金	災害時協力車登録制度に登録された電動車が、避難所等における給電活動等に際し、ボランティア活動保険料及び給電に要した電気代、燃料代を交付することにより、災害発生時の円滑な給電活動の実施を図ることを目的とする。	災害時における給電活動	要綱第4条に定める経費	要綱第4条に定める補助額	要綱第3条に定める者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

2 提出された申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第1項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止することができる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
災害時協力車登録制度活動支援事業補助金	災害時協力車登録制度活動支援事業補助金交付申請書兼請求書	様式第1号	1	別表第1に掲げるもの	1	知事が別に定める日

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第5条の規定に基づき補助金を交付するときの交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の請求)

第5条 知事は、前条の規定により交付の決定を通知したときは、交付決定日に申請者から交付の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

第7条 知事は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助対象者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第8条 補助対象者は、前条の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

第9条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分に関しては、第6条から第8条の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 添付書類（第3条関係）

番号	必要書類	法人	個人
1	誓約書	○	○
2	ボランティア活動保険の加入証の写し ^{※1}	○	○
3	災害時協力車登録証の写し又は登録決定通知書の写し	○	○
4	車検証の写し	○	○
5	納税証明書原本（県税に滞納がないことの証明書）	次のとおり	
	県税事務所で発行されるもの ^{※2※3}	○	○
	市町役場（個人県民税）で発行されるもの ^{※2※3}	○	○
6	振込先を確認する書類（通帳の写しなど）	○	○
7	その他県が必要と認める書類		

※1 WEB加入の場合、受付完了メールの写し

※2 発行日より3か月以内のもの

※3 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（様式任意）

(参考様式)

誓 約 書

申請者は、災害時協力車登録制度活動支援事業補助金交付要領第 10 条第 1 項各号のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

住所

氏名又は名称

(法人にあつては代表者)

年 月 日

栃木県知事 様

（申請者）

登録番号

住所

氏名（法人の場合は名称）

電話番号

災害時協力車登録制度活動支援事業補助金 交付申請書兼請求書

災害時協力車登録制度活動支援事業補助金の交付を受けるため、交付要領第3条第1号の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、交付決定の上は、交付要領第5条の規定により、該当金額を交付されるよう請求いたします。

1 補助金交付申請兼請求額

交付申請額		円
-------	--	---

2 給電活動の概要

活動回数	回	使用車種 (☑)	<input type="checkbox"/> EV	<input type="checkbox"/> PHV	<input type="checkbox"/> FCV	<input type="checkbox"/> HV
活動時間	活動1回目		活動2回目		活動3回目	
	時間	時間	時間	時間	時間	時間
活動場所 (避難所等)						

3 補助金の振込先口座（原則、申請者本人名義又は法人等の名義のものに限る。）

住 所	〒 -					
電 話 番 号						
預 金 種 別	1 普通	2 当座	3 その他 ()			
金融機関・店舗名	銀行・金庫・組合			支店・支社・出張所		
口 座 番 号						
口座名義人 (カナ)						

関係書類 災害時協力車登録制度活動支援事業補助金交付要領第3条に定める書類（別添のとおり）

様式第2号（第4条関係）

栃木県指令環森政第 号

住所 ○○○○○○

氏名（法人の場合は名称）○○ ○○

令和 年 月 日付けで申請のありました災害時協力車登録制度活動支援事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下、「交付規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定する。

なお、交付要領第5条に基づき、本交付決定の日に補助金の交付請求があったものとみなし、補助金を交付する。

令和 年 月 日

栃木県知事

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 支払い方法は精算払とする。

様式第3号（第4条関係）

栃木県指令環森政第 号

住所 ○○○○○○

氏名（法人の場合は名称）○○ ○○

令和 年 月 日付けで申請のあった災害時協力車登録制度活動支援事業補助金については、下記のとおり不交付する。

令和 年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由